

一般廃棄物処理施設整備に係る環境影響評価業務

仕 様 書

令和 5 年 4 月

富士・東部広域環境事務組合

第 1 章 総則

本仕様書は、富士・東部広域環境事務組合（以下「本組合」という。）が発注する一般廃棄物処理施設整備に係る環境影響評価業務（以下「本業務」という。）に適用する。

1. 業務の目的

本業務は、本組合の「広域ごみ処理施設整備基本構想」を踏まえ、本組合が計画する廃棄物処理施設の設置に伴い、山梨県環境影響評価条例（平成 10 年 3 月 27 日山梨県条例第 1 号（以下「県条例」という。））に基づき、環境影響評価（方法書、準備書、評価書）等を実施することを目的とする。

2. 業務の名称

一般廃棄物処理施設整備に係る環境影響評価業務

3. 業務の場所

建設予定地 山梨県南都留郡西桂町小沼米倉地区周辺用地

4. 業務の期間

契約締結の日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで

5. 委託料

委託料は、継続費による年度別上限額の合計を委託料上限額とし、落札金額に年度別の業務負担割合を乗じて、年度別の契約金額を設定する。

委託料上限額 金 228,448,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

年度別上限額 令和 5 年度 54,329,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

令和 6 年度 91,894,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

令和 7 年度 68,629,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

令和 8 年度 13,596,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

業務負担割合 令和 5 年度 24 パーセント

令和 6 年度 40 パーセント

令和 7 年度 30 パーセント

令和 8 年度 6 パーセント

6. 業務の範囲

本仕様書で定める業務の範囲は、次のとおりとする。なお、業務の詳細については第2章業務内容による。

なお、本仕様書に明記されていない事項であっても、目的達成のために必要な業務については、本組合と業務受託者（以下「受託者」という。）が協議のうえ実施するものとする。

- 1) 方法書及び要約書の作成
- 2) 現地調査の実施
- 3) 準備書及び要約書の作成
- 4) 評価書及び要約書の作成
- 5) 打合せ、ヒアリング等への同席、議事録の作成
- 6) 方法書、準備書及び評価書の公告及び縦覧手続きの支援
- 7) 方法書、準備書及び評価書説明会への同席及び支援（説明補助含む）
- 8) 本業務に関連し、発注者が随時開催する説明会への同席及び支援
- 9) 山梨県開催の環境影響評価等技術審議会等への同席及び支援（説明補助含む）
- 10) 方法書に係る意見概要の整理
- 11) 準備書に係る意見概要及び見解の整理
- 12) 環境影響評価概要パンフレットの作成
- 13) 都市計画決定申請にかかる図面及び関係書類の作成
- 14) その他必要な資料の作成及び支援

7. 関係法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令その他を遵守すること。

8. 資料の貸与

原則として、本業務の遂行に必要な資料は受託者が収集するものとし、本組合が保有している資料は必要に応じて貸与する。

なお、本組合から貸与を受けた資料については、そのリストを作成して本組合に提出するものとし、業務完了後は速やかに返却するものとする。

9. 秘密の保持等

受託者は、コンサルタントとしての中立性を厳守し、業務の履行上知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報の保護及び情報セキュリティの確保に努めなければならないものとする。

10. 関係官公署等との協議

受託者は、関係官公署等と協議を行うとき、若しくは協議を求められた場合は、誠意をもってこれにあたり、その内容は遅滞なく本組合に報告すること。

11. 疑義

受託者は、本仕様書の記載事項及び業務履行上疑義が生じたときは、速やかに本組合と協議し、本組合の意図を十分理解のうえ、指示に従い本業務を遂行すること。

12. 業務内容の変更

本組合が必要であると認めた場合には、本組合と受託者との協議により業務内容を変更する。なお、協議決定後における変更については、別途協議する。

13. 提出書類

- 1) 受託者は、業務の着手に際し、次の書類を提出するものとする。
 - (1) 着手届
 - (2) 工程表
 - (3) 現場代理人及び主任技術者届
 - (4) 現場代理人及び主任技術者届経歴書
 - (5) 実施計画書
 - (6) その他必要な書類
- 2) 受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が 100 万円以上の業務について、受注・変更・完了時に業務実績情報システム（テクリス）に基づき、業務実績情報を本組合の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請すること。
- 3) 受託者は、業務の完了に際し、次の書類を提出するものとする。
 - (1) 完成届
 - (2) 成果品（第 2 章業務内容を参照）
 - (3) 請負代金請求書
 - (4) その他必要な書類

14. 配置技術者等

受託者は、本業務の遂行にあたり、以下の要件を満たす全ての技術者を配置しなければならない。なお、各技術者の兼務は認めないものとする。

また、配置する技術者は、自社の社員（公告日以前 3 か月以上在籍）であること。

- 1) 管理技術者は、技術士法に定める技術士（衛生工学部門：「廃棄物・資源循環〔旧廃棄物管理〕」、建設部門：「建設環境」、総合技術管理部門：「衛生工学－

廃棄物管理」、「建設－建設環境」)のうち、いずれかの資格を有する者で、かつ、過去 15 年以内に地方公共団体が発注した、施設規模 100t/日以上のエネルギー回収施設(焼却施設)において環境影響評価業務(条例アセス)の方法書、準備書及び評価書までの一連の業務を完了した実績を有する者であること。但し、一括業務であるか、分割業務であるかは問わない。

2) 照査技術者は、技術士法に定める技術士(衛生工学部門:「廃棄物・資源循環[旧廃棄物管理]」、建設部門:「建設環境」、総合技術管理部門:「衛生工学－廃棄物管理」、「建設－建設環境」)のうち、いずれかの資格を有する者で、かつ、過去 15 年以内に地方公共団体が発注した、施設規模 100t/日以上のエネルギー回収施設(焼却施設)において環境影響評価業務(条例アセス)の方法書、準備書及び評価書までの一連の業務を完了した実績を有する者であること。但し、一括業務であるか、分割業務であるかは問わない。

3) 主担当技術者は、過去に地方公共団体が発注したごみ処理施設に係る環境影響評価業務(条例アセス)の業務に従事した経験を有する者であること。

4) 1) から 3) の各事項を証明する書類を提出すること。

15. 議事録

受託者は、打合せ及び協議の都度、議事録を作成し本組合に提出すること。

16. 業務の完了

受託者は業務完了後、速やかに完成届を提出し、本組合の検査を受けるものとし、検査合格をもって本業務の完了とする。なお、納品後に受託者の責に帰すべき理由による不備又は誤りが発見された場合、責任をもって速やかに訂正するものとする。

第2章 業務内容

本業務は、新たなごみ処理施設の設置事業にあたり、施設周辺の環境への影響を未然に防止することを目的に、県条例に基づき環境影響評価方法書、環境影響評価準備書及び環境影響評価書を作成するものである。

なお、本仕様書に記載されていない事項については県条例、山梨県環境影響評価等技術指針（令和3年3月25日告示第98号、以下「技術指針」という。）に則り実施すること。

1. スケジュールの作成

本業務の実施に先立ち、方法書作成から評価書公表までに至る4か年の業務全体のスケジュール案、及び各年度における業務スケジュール案を作成する。

なお、本事業の進捗状況等によりスケジュールに変更の必要が生じた場合は、その都度発注者と協議し、修正したスケジュールを提出すること。

2. 方法書

1) 対象事業の計画案の策定

対象事業の計画案に関し、次に掲げる情報を把握し、整理する。

- ① 対象事業の種類
- ② 対象事業実施区域の位置
- ③ 対象事業の規模
- ④ その他対象事業に関する事項

2) 地域特性の概況の把握

入手可能な最新の文献その他の資料（既存資料等）により、別表1を参考に地域特性の概況を把握する。

3) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定

対象事業の計画案及び地域特性の概況を勘案して、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定する。

4) 方法書及び要約書の作成

1) から 3) の内容について取りまとめ、県条例に定めるところにより方法書及び要約書を、令和5年8月10日までに作成する。

5) 方法書に係る技術審議会、説明会、意見等対応等

山梨県環境影響評価等技術審議会の審議及び本組合が実施する方法書説明会に必要な資料を作成するとともに、内容説明の補助を行う。方法書に対する意見があった場合は、その内容について検討を行い、見解案及び対応案を

検討する。なお、審議会及び方法書説明会の開催はそれぞれ２回程度を想定している。

3. 準備書

1) 事業特性の把握

事業特性に関し、次に掲げる情報を把握する。

- ① 対象事業の種類
- ② 対象事業の規模
- ③ 対象事業実施区域の位置
- ④ 対象事業の内容
- ⑤ 対象事業に係る工事計画の概要
- ⑥ その他対象事業に関する事項

2) 地域特性の把握

事業特性を勘案のうえ、別表１を参考に地域特性を把握する。

3) 環境影響要因及び環境要素の抽出

対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれのある要因（以下「環境影響要因」という。）と環境要素を抽出する。なお、地域特性に応じ環境に配慮しようとする事項の内容及び程度についても検討を行う。

4) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定

方法書についての山梨県知事の意見を勘案するとともに、方法書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見に配意して、環境影響要因と環境要素との関連を分析し、影響を受けるおそれがある環境要素に係る項目の選定を行い、当該項目に係る調査、予測及び評価の手法の選定を行う。

5) 調査の実施

対象事業実施区域及びその周辺環境の状況を把握し、予測を行うために必要な情報を得るための調査を行う。参考として、現地調査の調査項目、調査地点、調査時期等に関する現段階での想定を特記仕様書として別表２に示す。

6) 予測

調査結果に基づき、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、その内容及び程度を把握するための予測を行う。

7) 環境保全措置の検討

予測の結果に基づき、環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）の検討を行う。なお、検討結果を踏まえ、講ずることとした環境保全措置（事業計画の見直しを含む）に係る予測及び評価を行う。

8) 評価

調査及び予測並びに環境保全措置の検討結果に基づき、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討することにより評価を行う。

9) 総合評価

4) において選定した項目（以下「選定項目」という。）の評価結果の相互の関係を検討することにより、総合的な評価を行う。

10) 事後調査の計画策定

予測の不確実性の程度が大きい選定項目についての環境保全措置を講ずることとする場合、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずることとする場合又は効果が判明するのに時間を要する環境保全措置を講ずることとする場合等において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、事業の実施中及び実施後の環境の状況の把握のための調査（事後調査）の計画を策定する。

11) 準備書及び要約書の作成

1) から 10) の内容について取りまとめ、県条例に定めるところにより準備書及び要約書を作成する。

12) 準備書に係る技術審議会、説明会、意見等対応等

山梨県環境影響評価等技術審議会の審議及び本組合が実施する準備書説明会に必要な資料を作成するとともに、内容説明の補助を行う。準備書に対する意見があった場合は、その内容について検討を行い、見解案及び対応案を検討する。なお、審議会及び準備書説明会の開催はそれぞれ2回程度を想定している。

4. 評価書

1) 評価書及び要約書の作成

準備書手続きにおいて得られた意見に配慮して準備書の記載事項について検討を加えた評価書及び要約書を作成する。

2) 評価書に係る技術審議会、意見等対応等

山梨県環境影響評価等技術審議会の審議に必要な資料を作成するとともに、評価書の内容説明の補助を行う。また、評価書に対する山梨県知事の意見があった場合は、その内容について検討を行い、見解案及び対応案を検討する。

3) 補正評価書の作成

評価書手続において山梨県知事の意見が述べられた場合には知事意見を勘案して、評価書の記載事項に検討を加え、補正が必要な場合には評価書の補正を行い、補正後の評価書及び要約書を作成する。

5. 都市計画決定の支援

ごみ処理施設の整備に際し、都市計画決定の申請を行うために必要となる図面及び申請関係資料の作成を支援する。

6. 打合せ協議

打合せ協議は、業務の進捗状況により必要に応じて適宜実施するものとする。

7. 成果品

成果品の部数及び提出時期については、以下のとおりを基本とする。

なお、参考として、主な調査項目及び調査時期を別表3に示す。

1) 令和5年度

① 環境影響評価方法書	A4版	200部
② 環境影響評価方法書（要約書）	A4版	300部
③ 環境影響評価方法書に係る説明会配布資料	A4版	パンフ500部
④ 環境影響評価方法書に係る説明会開催結果報告書	A4版	1部
⑤ 現地調査結果報告書（当該年度調査項目）	A4版	1式
⑥ 打合せ及び協議の議事録	A4版	1式
⑦ 上記の各電子データ	CD-R等	1式

2) 令和6年度

① 現地調査結果報告書（当該年度調査項目）	A4版	1式
② 打合せ及び協議の議事録	A4版	1式
③ 上記の各電子データ	CD-R等	1式

3) 令和7年度

① 環境影響評価準備書	A4版	200部
② 環境影響評価準備書（要約書）	A4版	300部
③ 環境影響評価準備書に係る説明会配布資料	A4版パンフ	500部
④ 環境影響評価準備書に係る説明会開催結果報告書	A4版	1部
⑤ 現地調査結果報告書（当該年度調査項目）	A4版	1部
⑥ 打合せ及び協議の議事録	A4版	1式
⑦ 上記の各電子データ	CD-R等	1式

4) 令和8年度

① 環境影響評価書	A4版	200部
② 環境影響評価書（要約書）	A4版	300部
③ 打合せ及び協議の議事録	A4版	1式
④ 上記の各電子データ	CD-R等	1式

別表 1 地域特性の把握

情報の内容	区 分
自然的状況	気象の状況
	水象の状況
	地形及び地質の状況
	動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
	景観及び人と自然と触れ合いの活動の場の状況
	一般環境中の放射性物質の状況
社会的状況	人口及び産業の状況
	交通の状況
	土地利用の状況
	河川、湖沼及び地下水等の利用の状況
	学校及び病院その他の環境の保全について特に配慮が必要な施設の状況及び住宅の配置の概況
	下水道等の整備の状況
	大気汚染、悪臭、騒音、低周波音、振動、水質汚濁、地盤沈下、土壌汚染その他の環境に係る状況（環境基準等の確保の状況を含む。）
	環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況
	その他の事項

特記仕様書

1. 一般事項

本特記仕様書は、本業務の現地調査に係る諸事項をまとめたものである。

2. 業務要領

- 1) 受託者は現地調査における安全を十分に確保するように努めるものとする。また、業務を遅滞無く遂行するため、必要な人員及び機材を配置するものとする。
- 2) 受託者は現地調査の着手にあたり、本組合に対し実施日時及び場所等必要事項を事前に報告し、その了解を得るものとする。また、現地調査に係る道路使用許可等の地元協議及び諸手続きについては、受託者の負担にて対応するものとする。
- 3) 現地調査に従事する者は、受託者が定める作業服及び帽子等を着用するものとする。また、名札等により受託者名及び作業員名を明示するものとする。
- 4) 現地調査に従事する者は、本業務の主旨を十分に理解したうえで業務を遂行するものとする。また、現地調査中に調査内容に関する質疑や苦情等を受けた場合には丁寧に対応するとともに、本組合に対しその都度報告を行い、その指示を仰ぐものとする。

3. 現地調査

現地調査にあたり、別表2を参考に調査項目を設定するものとする。

なお、別表2は現段階で想定される調査項目であり、関係機関との協議によって方法書作成過程で予測評価の対象となったものについては予測評価を行うこと。また、調査等の項目に変更が生じた場合は、本組合と受託者にて協議を行い、変更内容を決定する。なお、本変更は契約変更の対象とする。

4. その他

- 1) 受託者は現地調査にあたり、計測器等を設置する場合は、その場所及び設置数を事前に本組合と調整の上、選定する。それらを踏まえ、受託者が地権者と設置場所を確認し、地権者の了承を得るものとする。なお、地権者との確認の際には、必要に応じて本組合が同席するものとする。
- 2) 事前に山梨県及び近隣市町村への届出が必要な調査については、その内容、実施時期及び回数等を事前に報告するとともに、本組合の確認を得たうえで対応するものとする。
- 3) 受託者は現地調査の作業中に発生した事故（人身事故を含む）等については、速やかに本組合に報告するとともに、受託者の責任において復旧、あるいは処理

するものとする。

4) 本業務における、各年度の業務内容を別表 3 に示す。

別表2 調査内容（参考）

調査項目	調査地点	調査時期	備考
大気汚染	○一般環境大気質 ・二酸化硫黄(SO ₂) ・二酸化窒素(NO ₂) ・浮遊粒子状物質(SPM) ・塩化水素(HCl) ・ダイオキシン類 ・水銀(Hg) ・粉じん(降下ばいじん)	事業予定地 1地点 周辺環境 4地点 4季(春、夏、秋、冬の各7日間連続測定) ※粉じんのみの30日間を4季	仮設電源設置を含む
	○道路沿道大気質 ・二酸化窒素(NO ₂) ・浮遊粒子状物質(SPM) ・粉じん(降下ばいじん)	主要搬入路沿道 5地点 4季(春、夏、秋、冬の各7日間連続測定) ※粉じんのみの30日間を4季	仮設電源設置を含む
	○地上気象 ・気温、湿度、風向、風速 ・日射量、放射収支量	事業予定地 1地点 1年間(通年)	—
	○上層気象 ・気温、湿度、風向、風速	事業予定地 1地点 4季(春、夏、秋、冬の各7日間) ※放球回数:8回/日	GPSゾンデ
悪臭	○臭気指数 ○特定悪臭物質(22項目)	事業予定地 1地点 周辺環境 4地点	1季(夏季) —
騒音	○環境騒音	周辺環境 4地点 2回(平日、休日) 24時間	—
	○道路交通騒音 ・交通量、車速	主要搬入路沿道 5地点 1回(平日) 6:00~22:00	—
低周波音	○周波数領域概ね100Hz以下	周辺環境 4地点 2回(平日、休日) 24時間	—
振動	○環境振動	周辺環境 4地点 2回(平日、休日) 24時間	—
	○道路交通振動 ・交通量、車速 ・地盤卓越振動数	主要搬入路沿道 5地点 1回(平日) 8:00~19:00 ※地盤卓越振動数は大型車10台分	交通量、車速データは環境騒音と兼ねる
水質汚濁	○河川水質 ・浮遊物質量(SS) ・河川流量、水温 ○土壌沈降試験	周辺河川 3地点 ※土壌沈降試験は事業予定地1地点 6回(春、夏、秋、冬の各1回、降雨時2回) ※土壌沈降試験は1回	—

調査項目		調査地点	調査時期	備考
水象	○表流水 ・河川流量	周辺河川 3地点	6回（春、夏、秋、冬の各1回、降雨時2回）	河川水質調査時のデータを使用
	○地下水位	事業予定地 1地点 周辺区域 2地点	対象実施区域は1年間の連続測定 周辺区域は12回（1回/月）	－
地盤沈下	○「水象」と同じ	「水象」と同じ	－	水象調査結果及びボーリング調査結果を使用
土壌汚染	○土壌 ・ダイオキシン類 ・過去の土地利用状況	事業予定地 1地点 周辺環境 4地点	1回	－
地形地質	○重要な地形・地質の存在の状況	地形・地質に影響を及ぼすと予想される地域	1回	－
日照障害	○地形・工作物の状況、日影の状況	事業予定地周辺 ※日影は事業予定地北側敷地境界 1地点	1回（冬至日に近い晴天日）	－
植物・動物	○陸上植物 ・植物相 ・植生	対象事業実施区域及びその周辺200m	※調査項目上から ・4回（春、初夏、夏、秋） ・2回（夏、秋）	－
	○陸上動物 ・哺乳類 ・鳥類 ・猛禽類 ・両生類、爬虫類 ・昆虫類 ・陸産貝類	対象事業実施区域及びその周辺200m ※猛禽類は対象事業実施区域及びその周辺1kmの範囲	※調査項目上から ・4回（春、夏、秋、冬） ・5回（春、繁殖期、夏、秋、冬） ・24回（2月～7月（2回/月）×2繁殖期） ・4回（早春、春、夏、秋） ・4回（春、初夏、夏、秋） ・4回（春、初夏、夏、秋）	－
	○水生生物 ・魚類 ・底生生物 ・水生植物 ・藻類	対象事業実施区域及びその周辺200m	※調査項目上から ・3回（早、夏、秋） ・3回（早、夏、秋） ・4回（早、初夏、夏、秋） ・2回（春、夏）	－
生態系		－	－	※植物・動物の調査結果を活用

調査項目		調査地点	調査時期	備考
景観・風景		主要な眺望地点 5地点 日常的な視点場 3地点	2回（展葉期、落葉期） ※地点状況によっては桜の開花時も実施	現地調査及び写真撮影による
人と自然との触れ合いの活動の場		主要な活動の場 2地点	2回（春、秋）	資料調査及び現地踏査・聞き取り調査による
廃棄物・発生土		—	—	現地調査は行わず、予測・評価のみ実施
大気汚染物質・水質汚濁物質		—	—	現地調査は行わず、大気汚染及び水質汚染の調査結果活用
温室効果ガス等		—	—	現地調査は行わず、予測・評価のみ実施
地域交通	○交通量 ○交通渋滞	周辺交差点 2地点	2回（平日、土曜日） 24時間 ※交通渋滞は6:00～19:00を対象とする	—

別表 3 調査内容（参考）

年度	調査項目	数量(式)	備考
令和5年度	方法書作成・手続き	1	
	現地調査		
	大気汚染(大気質)	1/4	冬
	地上気象	1/4	冬
	上層気象	1/4	冬
	水質汚濁(水質・水象・地下水位)	1/6	冬
	日照阻害	1	冬
	動物・植物・水生生物・生態系	1/10	冬・春
	廃棄物・発生土	—	現地調査対象外
	大気汚染物質・水質汚濁物質	—	現地調査対象外
	温室効果ガス等	—	現地調査対象外
令和6年度	現地調査		
	大気汚染(大気質)	3/4	春・夏・秋
	地上気象	3/4	春・夏・秋
	上層気象	3/4	春・夏・秋
	騒音・振動	1	平日・休日
	低周波音	1	平日・休日
	悪臭	1	夏
	水質汚濁(水質・水象・地下水位)	5/6	春・夏・秋・降雨時
	土壌汚染	1	
	地形・地質	1	
	動物・植物・水生生物・生態系	8/10	春・夏・秋・冬 繁殖期・早春・初夏
	景観・風景	1	展葉期、落葉期
	人と自然との触れ合いの活動の場	1	春・秋
	地域交通	1	平日・土曜日
令和7年度	準備書作成・手続き	1	
	現地調査		
	動物・植物・水生生物・生態系	1/10	春・夏
令和8年度	評価書作成・手続き	1	